

平成24年度 第5回流山市福祉施策審議会 会議録

日時 平成24年12月13日(木)

午後1時30分～2時28分

場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室

1 次第

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 議 題

ア パブリックコメントの結果について

- ① 「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」並びに「流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(案)」に係るパブリックコメントの結果について
- ② 流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に係るパブリックコメントの結果について

イ 報告

- ① 流山市小規模水道条例の制定について
- ② 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審議会条例の一部改正について
- ③ 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ④ 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正について
- ⑤ 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- ⑥ 「流山市子ども・子育て会議」の流山市附属機関としての設置について

ウ その他

- ① 流山市福祉手当について
- ② 第6回福祉施策審議会の開催予定について

2 配布資料

- (1) 「流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」並びに「流山市指定地

域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について

- (2) 流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）に対する意見と市の考え方
- (3) 流山市小規模水道条例の制定について
- (4) 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例新旧対照表
- (5) 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例新旧対照表
- (6) 流山市福祉手当の支給に関する条例新旧対照表
- (7) (仮称) 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- (8) 子ども・子育て関連3法について
- (9) 流山市福祉手当について

3 出席者

議長・・・中 登（会長）

委員・・・中村 美加 池上 諄一 鎌田 洋子 松本 裕美
落合 洋子 小金丸 孝裕 大野 トシ子 大津 直之
寺田 伸一 恵 小百合 鏡 則子 鈴木 五郎
白野 幸子

事務局・・・健康福祉部長 染谷 郁 子ども家庭部長 加藤 正夫 健康福祉部次長兼健康増進課長 上村 勲 健康増進課課長補佐 大谷 守
健康増進課保健予防係長 寺田 厚 健康福祉部次長兼高齢者生きがい推進課長 河原 智明 高齢者生きがい推進課課長補佐 今野 忠光 介護支援課長 矢口 道夫 介護支援課課長補佐 早川 仁
障害者支援課長 増田 恒夫 障害者支援課課長補佐 橋本 和則
障害者支援課課長補佐 古林 泰子 障害者支援課障害福祉係長 高梨 隆太 障害者支援課障害者給付係長 小西 和典 子ども家庭部次長兼保育課長 宮島 芳行 子ども家庭課長 矢野 和彦
社会福祉課長 村越 友直 社会福祉課主査 小島 正 社会福祉課健康福祉政策室長 宮本 晴朗

傍聴者・・・2名

4 議事録

【司 会】健康福祉政策室長 宮本 晴朗

【挨拶】中 登会長

【説明及び質疑】

（議長） それでは、議事に入らせていただきます。議題（1）パブリックコメントの

結果についてです。当審議会での審議を経て、答申させていただきました2件の条例制定、条例改正に関し、去る10月15日から11月14日まで、パブリックコメントを実施したとのことですが、最初に ① 流山市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」並びに「流山市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について、事務局から報告をお願いします。

（矢口介護支援課長）議題（1）の①に係るパブリックコメントの結果について報告させていただきます。この2つの条例案は国の権限移譲に関する法改正により、地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準について、流山市で平成25年4月から新たに制定する条例案につきましてパブリックコメントを実施したところでございます。先ほど、中議長からご説明いただきましたように去る10月15日から11月14日まで、パブリックコメントを実施いたしました。事前の資料配布によりご報告させていただきましたように、市民の方々や事業者の皆様からのご意見はございませんでした。それでは今後、条例案の取扱いにつきましては、平成25年3月議会に議案として上程させていただく予定としております。今後のスケジュールを簡単にご説明させていただきます。本日、福祉施策審議会にご報告させていただいた後に、本日この後、開催いたします地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会にパブリックコメント実施結果の報告をさせていただきます。また、12月17日には地域密着型サービス事業者説明会を開催し、同様の結果報告をさせていただきます。さらに、年内には庁内の会議等に報告を行いまして、来年3月に議会に上程する議案として手続きを進めて参ります。そして、条例案が可決された後には、3月下旬になると思っておりますが地域密着型サービス事業者の皆様にお集まりいただきまして再度説明会を開催し、条例の周知を図って参ります。そして平成25年4月1日から条例の施行となります。以上でございます。

（議長）只今、①の結果について報告がありました。ご意見等ございますか。

<意見なし>

（議長）パブリックコメントに寄せられた意見はなかったということですが、市民の皆様直接影响到内容ではなかったことも原因ではないでしょうか。

では次に ② 流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」に係るパブリックコメントの結果について、事務局から報告をお願いします。

(河原高齢者生きがい推進課長) 私からは、流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係るパブリックコメントの結果について、ご報告申し上げます。改正の内容といたしましては、老人福祉センターの建て替え時期に合わせまして、平成25年度から、老人福祉センターの風呂及びカラオケセットの利用料を徴収させていただくものです。風呂につきましては1日100円、1か月通し券で500円。カラオケは1時間500円とするものです。また、他市にお住まいの方から、施設使用料を1日100円頂戴しようとするものです。去る10月15日から11月14日までの1ヶ月間、意見を募集しましたところ、1件の意見が寄せられました。その内容につきましては、お手元に配布させていただきました「流山市老人福祉センターの設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)に対する意見と市の考え方」に記載させていただきました。概要を申しあげますと、1番目に、入館利用について、センター使用できる者の資格とその資格のある者のうち、使用料を徴収する者の線引きについての意見ですが、文面からご意見の趣旨を読み取ることが難しいところがありましたので、第8条の使用資格、第12条の使用料に関する意見であることから、当該条文の解説をもって回答させていただきました。次に、市内に勤務地のある者の税負担についてですが、市内勤務者は流山市に市税を納めておらず、無料とすることは他市からの利用者と均衡を欠くのではないかとのことのご意見です。市の考え方といたしましては、企業が納める法人税がございますので、勤務者につきましても間接的に市に納税していただいているという考え方に基づいて無料とさせていただいている。というお答えになっています。それから、その他特に市長が認めるもの、というお問い合わせがありますが、市で想定しているものとしたしましては、施設使用者を介助するもの、ご高齢の方々のために事業を開催するもの、またはそれらと同様と判断できるもの、をその他特に市長が認めるものとして想定しております。以上、こういうお答えにさせていただきました。それと、2番目の浴場料金についてです。ご意見では、全家庭に自家風呂が設備されている時代なので、老人福祉センターの風呂は廃止しても良いのではないかというものです。それに対するお答えといたしましては、老人福祉法では設置すべき設備として浴場を規定しているということ。また、現状では非常に需要が高い設備であるということから、継続させていただきたいという内容とさせていただきました。条例案の修正の有無につきましては、修正なしということで、今後の予定といたしましては、3月の定例会に議案として提出し、可決されれば、平成25年の4月から施行させていただくこととしています。以上です。

(議長) 只今、②の結果について報告がありました。ご意見等ございますか。

<意見なし>

(議長) ご意見は無いようですので、次に議題(2)報告 ですが、① 流山市小規

模水道条例の制定について、事務局から報告をお願いします。

(大谷健康増進課課長補佐) 流山市小規模水道条例の制定についてご報告させていただきます。この条例につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、水道法の一部が改正されまして、平成25年4月から専用水道及び簡易専用水道の届出受理、検査等の権限が知事から市長に移譲されます。それに関連しまして、水道法の規制の適用を受けない小規模水道について、千葉県小規模水道条例に基づき千葉県において、規制を行ってきた業務について、平成25年3月31日をもって県内全ての市をその条例の対象外とする条例改正を行うことから、市が引き続き当該業務を行うために、県条例を踏襲した流山市小規模水道条例を12月議会に上程させていただきまして、引き続き健康増進課で事務を執り行うという形になります。お手元に「小規模水道について」という参考資料を配布させていただきました。小規模水道は、自己水源又は上水混合を水源とする「小規模専用水道」と、上水のみを水源とする「小規模簡易専用水道」の2種類に分類されます。いずれも給水すべき対象として計画された居住人口が100人以下、1日の最大給水量が20立方メートルとなっており、公衆衛生の維持を保つために、流山市小規模水道条例を制定し、各種届出の義務付け、立入検査、給水停止等の措置命令、罰則規定を設けることで、市民の安全を図って参ります。以上です。

(議長) 只今、① 流山市小規模水道条例の制定について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

(大谷健康増進課課長補佐) 追加説明としまして、本条例の上程につきましては、先日、12月7日に市議会にて教育福祉委員会が開催され、全会一致で可決されましたのでご報告させていただきます。

(議長) 今、事務局から説明がありましたように12月議会において、全会一致で可決されたという報告がございました。何かございませんか。

<意見なし>

(議長) 意見は無ようですので次に、② 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審議会条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

(増田障害者支援課長) 私からは、流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。本日配布いたし

ました議題（２）の②の資料「新旧対象表」をご覧ください。本案の改正理由としましては、「障害者自立支援法」の改正により法令名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる「障害者総合支援法」に改正されるため、流山市障害者介護給付費等の支給に関する審査会の設置根拠であります法律の題名を変更するものです。なお、本条例案につきましても、１２月７日に市議会で教育福祉委員会が開催され、全会一致で可決されましたのでご報告させていただきます。以上です。

（議長）只今、② 流山市障害者介護給付費等の支給に関する審議会条例の一部改正について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

<意見なし>

（議長）無いようですので、次に移らせていただきます。③ 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

（増田障害者支援課長）それでは続きまして、③についてご説明させていただきます。流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、お手元に配布してあります議題（２）の③の資料「新旧対象表」をご覧ください。題名が福社会館となっておりますが、駒木台福社会館には、つばさ学園が併設されておりますのでこのようになっております。本案の趣旨としましては、「流山市立つばさ学園及び流山市立児童デイつばさ」の行う業務が児童福祉法第６条の２第１項に規定されている「障害児通所支援事業」であることを明確にするものです。改正の背景としましては、いわゆる「整備法」の規定により、流山市立つばさ学園及び流山市立児童デイつばさは、「みなし指定」によって指定障害児通所支援事業者とみなされています。しかし、みなし期間が平成２５年３月３１日までとなっており、それまでに正式に指定を受けなければなりません。正式指定の申請にあたり、千葉県から通知があり、運営主体が市町村である事業所等においては、「児童福祉法第６条の２に規定する障害児通所支援事業に関すること。を明記すること。」とありました。そこで、本市条例を確認したところ、「児童福祉法第６条の２に規定する障害児通所支援事業に関すること。」の記載がないことから、条例の改正が必要となったものです。以上です。

（議長）只今、③ 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

<意見なし>

(議長) ございませんか。それでは次に移らせていただきます。④ 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正について、事務局から報告をお願いします。

(増田障害者支援課長) それでは続きまして、④流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由としましては、福祉手当の支給において、平成22年度の税制改正で見直された扶養控除の影響を生じない算定方法とするほか、障害者自立支援法の改正に伴う所要の改正を行うものです。改正の背景としましては、流山市福祉手当の額は、前年度分の住民税を勘案して算定し、支給決定しています。地方税法の一部を改正する法律により、扶養控除の見直しが行われ住民税への適用については、平成24年度課税分から適用されることとなりました。これにより、平成25年度の福祉手当支給分から控除廃止による影響が生じるため、当該影響が出ないように改正するものです。国の手当である特別児童扶養手当等については、控除の廃止前と同様の条件で支給できるよう「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」が改正されているところであり、本市の福祉手当についても、国と同様に控除の廃止前と同様の手当が支給できるようにするものです。併せて、「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月1日から「障害者総合支援法」が施行されますことから所要の改正を行ったものでございます。これも、議会の委員会におきまして全会一致で可決をいただいたところでございます。以上でございます。

(議長) 只今、④ 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

(鈴木委員) 今の説明を聞いても何がどうなるのか全然わからないのですが、結論から言うとどういうことなのでしょう。

(増田障害者支援課長) 現在の福祉手当は住民税額によって支給額が変わって参ります。税制改正によりまして、今もらっている方がもらえなくなったり、減額されたりする方が9名いらっしゃいます。そういった影響を生じさせない、つまり、平成25年度も同じ税額であれば、変更なく引き続き福祉手当が支給されるようにするものです。

(鈴木委員) 従来どおりの支給となるわけですね。わかりました。

(議長) 他にご意見ございますか。

<意見なし>

(議長) 無いようですので次に、⑤ 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、事務局から報告をお願いします。

(大谷健康増進課課長補佐) 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について説明させていただきます。本条例につきましては、3年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえ、必要な法制度を整えておく必要があることから、国は、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置等の措置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、もって国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、各種対策の法的根拠の明確化を図るため、平成24年5月11日付で「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の公布がされました。この特別措置法を受け、市町村においても新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっており、設置にあたり事前に特別措置法に準じて、新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務付けされており、新型インフルエンザ等対策特別措置法の交付日から1年以内、ということは平成24年度内に新型インフルエンザ等対策本部条例を整備するものです。この条例制定につきましては平成25年3月議会に上程を予定しております。資料に条例の素案を用意させていただきましたが、条文といたしましては目的から、雑則まで全5条を予定しておりますが、とりあえず対策本部を設置するよう国から指導がありました。なお、今後、国において政府行動計画、ガイドラインが示される予定であり、政府行動計画等が示された場合は県、市町村においても、政府行動計画等に基づき、行動計画の作成を行っていくこととなります。また、市町村行動計画を策定するにあたりましては、当審議会に行動計画の内容について諮問させていただきます。以上です。

(議長) 只今、⑤ 流山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

<意見なし>

(議長) 無いようですので次に、⑥ 「流山市子ども・子育て会議」の流山市附属機関としての設置について、事務局から報告をお願いします。

(加藤子ども家庭部長) 私からは、議題の(2)の⑥「流山市子ども・子育て会議」の流山市附属機関としての設置についてご説明申し上げます。「子ども・子育て関連3法について」の資料1ページをご覧ください。皆様すでにご案内のとおり、社会保障と税の一体改革の一環として、「子ども・子育て関連3法」が本年8月に可決・成立しました。これらの法律は、待機児童の解消や本格的な人口減少社会が到来したこ

とを踏まえ、子どもを産み育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポート、また、小学校就学前の子どもに対する教育と保育の総合的な提供を目的とするもので、具体的には、認定こども園制度の改善、幼稚園や保育園に対する共通の給付と小規模保育に対する給付など、新たな給付制度を設け、幼児期の学校教育と保育、地域における子ども・子育て支援を推進しようとするものです。2ページをご覧ください。関連3法の中心となる「子ども・子育て支援法」では、市町村の役割として地域のニーズに基づき子ども・子育てに関する新たな計画策定とそれに基づいた給付と事業の実施を規定しており、その前提として、市町村には国の「子ども・子育て会議」に準じたかたちで、任意ではありますが、合議制機関の設置を求めています。そこで、本市におきましては、検討の結果、「子育てにやさしいまちづくり」を目指す観点からも、新たな合議制機関として地方版「子ども・子育て会議」を設置することが必要であり、その位置付けも附属機関とすることが適当であるとの結論に至りました。これまで、子ども家庭部の所管事務につきましては、「流山市福祉施策審議会」で調査・ご審議をいただいておりますが、平成25年度からは「流山市子ども・子育て会議」に事務を移管する予定で、現在、関連予算案と条例改正案を平成25年第1回定例会に上程するため、諸準備を進めております。なお、3ページをご覧くださいますと、新たな子ども・子育て支援の全体的イメージを参考までお示しいたしました。関連3法の本格施行が予定されている平成27年度までの2年間で、「流山市子ども・子育て会議」を中心に、地域のニーズに基づいた「子ども・子育て支援事業計画」の策定と、それに基づく給付と事業の実施準備を行うものでございます。以上、新たな附属機関の立ち上げについてご報告申し上げます。委員の皆様には、今後ともご指導、ご協力をお願いします。

(議長) 只今、⑥ 「流山市子ども・子育て会議」の流山市附属機関としての設置について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

<意見なし>

(議長) 無いようですので次に、議題(3) その他 ですが、① 流山市福祉手当について、事務局から説明をお願いします。

(増田障害者支援課長) 私からは、流山市福祉手当についてご説明申し上げます。本日配布させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。福祉手当の額の算定方法が載せてございます。福祉手当は障害者の住民税額、障害の種別、等級によって支給額が変わってまいります。ここには月額の手給額が記載されております。これを8月、11月、4月の年3回に分けて、現金支給をさせていただきます。次に11ページをご覧ください。支給の内訳を

載せてございます。支給額及び人数、障害別、等級別に表した表になっております。平成24年度の欄をご覧くださいますと、知的障害者につきましては、年3回支給の延べ人数1,510人、金額として36,418,910円、身体障害者7,143人、146,889,138円、精神障害者2,379人、41,361,717円、合計の決算見込み額は11,032人、224,669,835円となっております。こういった現金給付が現在行われているということをご理解いただきたいと思います。それでは資料1ページから順に説明させていただきます。まず福祉手当の背景でございいます。福祉手当は、障害をお持ちの方に対する在宅介護のため、家族がその時間を拘束される経済的損失や負担を補てんする目的で補助されております。しかし、現在のように障害者自立支援法による障害福祉サービスが提供されるようになったことで、家族の介護負担は軽減されてきたと考えております。福祉手当は市単独の予算による現金給付の補助制度となっており、障害福祉サービスが提供されるようになったことで、制度当初の意義は薄れてきたものと考えております。2ページをお開きください。福祉手当と福祉制度の変化です。最初に、流山市福祉手当は、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和53年につくられた制度でございいます。本制度ができてから30年以上が経過し、障害者に対する福祉施策は次のように変化しています。まずは、昭和26年からですね。措置制度で障害者の方々に対する福祉サービスが行われました。これは、福祉サービスを受ける要件を満たしているか行政が判断し、サービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限として措置によってサービスを提供するものでした。その後、平成15年から支援費制度というものができました。障害者の自己選択・自己決定を前提としたノーマライゼーションの実現を目指して、措置制度から契約制度への移行によって事業所との契約制度が導入され、障害者がサービスを選択する仕組みの中でサービス向上を目指しました。それから、平成18年になりますと、障害福祉サービス制度に移行してまいります。この年に障害者自立支援法ができて、法に則った福祉サービスが提供されることとなりました。3障害、身体、知的、精神の共通のサービスが提供され、応益負担を原則としている。この応益負担とはなにかと申しますと、所得に関係なく、受けたサービス量に応じてその対価を支払うというものです。つまり受益者負担という考え方ですが、原則1割負担となっております。ただ、ここにも記載されておりますが、現在では段階的な軽減策によりまして、実質的には1割負担にはなっておりません。と言いますのは所得税非課税の方は、自己負担はゼロとなっております。それからサービスの種類によりましては、市の負担で1割負担であっても補てんする仕組みもございいますし、必ずしも1割負担ではなくなっているのが現状です。続いて3ページをご覧ください。障害福祉サービスの現状についてです。障害者福祉費の推移、障害者福祉費というのは、障害者支援課で持っている予算の大半を占めており、9割が心身障害者福祉費でございいます。平成20年度は13億5700万円だったものが、平成24年度は19億7700万円となる予定です。続きまして4ページをお開きください。ここには心

身障害者福祉費のサービスにあたる、介護給付費や訓練等給付費について、どれだけサービスを利用しているか、そして予算がどれだけ使われているかを表したものです。介護給付費のサービスはホームヘルプサービス、行動援護、児童デイサービス、短期入所、療養介護等があります。それから訓練等給付費につきましては、自立訓練、就労以降支援、就労継続支援等があります。平成20年度では4億6500万円でしたが、平成24年度では9億4800万円に伸びております。特に平成23年度から24年度にかけて急激に伸びておりますが、これは報酬の改定や児童福祉法の改正により市町村の負担が増えたということが要因となっております。続いて5ページお願いします。福祉手当支給の推移でございます。毎年2パーセントから3パーセント伸びております。次に6ページをお願いします。福祉手当受給者の障害別受給者数ですが、一番多いのは身体障害者となっておりますが、最近、精神障害者の伸び率が非常に大きくなっております。次に7ページに移ります。福祉手当見直しの目的についてです。

(1) 現金給付からサービス給付への転換、ですが、今後もますます心身障害者福祉費の増加が見込まれる中で、現金給付としての福祉手当は、支給の必要性について根本的見直しを行い、これにより得られた財源を、新たな障害福祉サービスへの対応など、将来に向けて今後、市が重点的に取り組むべきものに振り分ける必要があるのではないのでしょうか。(2) 新たなサービスへの対応、としてノーマライゼーション実現のため、施設入所・社会的入院から地域で安心して生活できる仕組みの構築。親亡き後も安心して地域生活が遅れる仕組みの構築。ということで、グループホーム、ケアホームの整備。就業支援の充実。重症心身障害者への対応。障害者の権利擁護と成年後見制度利用の促進。地域移行、地域定着支援等の充実。障害者の社会参加の促進のため移動支援の充実。を図っていく必要があります。また、新しい法律である障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲が発達障害、高次脳機能障害、難病患者と広がり、支援の充実が求められています。8ページをお開きください。私どもが考えた今後のスケジュールとなっております。本日、福祉施策審議会に福祉手当見直しについて課題の提起をさせていただきました。今後、25年度に諮問を行いまして、障害者及び関連団体等からの意見を聴取し、審議会内での検討をお願いしたいと思います。そして答申をいただきまして、市の方針を決定、議会に上程させていただきます。可決されれば、市民への周知期間を設けまして実施していきたいと考えております。9ページ以降は参考資料です。以上です。

(議長) 只今、① 流山市福祉手当について、事務局から説明がありました。何かご意見等ございますか。

(鈴木委員) 2、3教えていただきたいのですが、先ほど福祉手当に関する条例改正がありました。これは25年度も従来のものを保証しようというものでした。只今説明のあった件は、26年度か27年度以降の大きな方針転換でしようが、今の福祉

手当は、施設その他の福祉サービスを利用しない人にだけ出ているのですか。それとも該当者全員に支給されているのでしょうか。

(増田障害者支援課長) 現在の福祉手当は10ページの福祉手当の額の算定方法のとおり、支給されますが、障害者が介護保険サービスや障害者福祉サービスを利用した場合には2分の1に減額されます。

(鈴木委員) 私の意見なのですが、現在介護保険料を徴収されておりますが、施設介護サービスが必要になったときに、特別養護老人ホームにすぐには入れません。待たされることとなりますが、義務は果たされているけど権利は保証されておりません。同じことを障害者の方に、サービスへ転換すると言ってもサービスが現実に利用できる状態になっていなければ、手当を切って、サービスも利用できない、特養のような待機待ちの状態が出てくるとしたら、福祉の後退になると思うのですが、障害者のサービスの整備状況は需要にきちっと対応しているのかどうかをまず伺いたい。

(議長) 只今サービスの整備状況についてのご質問がありました。

(増田障害者支援課長) 今日は、問題提起をさせていただきましたが、中身の議論につきましては今後諮問をさせていただいた後にお願いしたいのですが。

(鈴木委員) もう1点だけよろしいでしょうか。後で結構ですが、近隣市の状況など教えていただければと思います。

(増田障害者支援課長) 議論が始まりましたら、順次お示ししていきたいと考えております。

(大津委員) 支給対象の中に、認知症という診断をされた方はいらっしゃるのでしょうか。

(小西障害者支援課障害者給付係長) 認知症が原因で精神保健福祉手帳を取得された方に関しては、手帳所持者ということで対象になっております。

(大津委員) 手帳をもらわないと対象者にはならないのですか。

(小西障害者支援課障害者給付係長) 手帳所持が要件となっております。

(大津委員) そうすると審議会での話になるかと思いますが、医者が手帳を欲しいと

いわれてこられた場合には、認知症はかなりの数になるので医療機関は相当の負担になるのではないかと考えられます。ちょっと気になるところです。本日は議論はないということなので、有り難うございます。

(鎌田委員) 7ページに障害者の範囲が拡大して、発達障害、高次脳機能障害、難病患者の方も障害者に入るということですが、難病患者の方はすごく多いと思うのですが、福祉手当の予算も拡大していくことが考えられますが、こういうことも考えて金銭給付からサービス提供中心に変えて行くということなのでしょうか。

(増田障害者支援課長) 難病が障害者福祉サービスの対象となるということは示されておりますが、内容が示されておられません。国から示されるのが1月下旬になるといわれております。また、福祉手当は市の単独の手当ですので、福祉手当の対象とするのかというのはまた別の議論になってまいります。障害者総合福祉法の対象と福祉手当の対象はイコールではないということです。

(小金丸委員) 8ページの意見聴取のところで、障害福祉推進会議の方からの意見聴取は入っているのでしょうか。

(増田障害者支援課長) 障害者団体、関連団体からの意見聴取は考えておりますが、どの程度まで広げるかはまだ考えておりません。

(小金丸委員) 自立支援協議会に意見を聴取するのでしょうか。

(増田障害者支援課長) 自立支援協議会の中で、意見を聴取することは考えておりません。ただ、ご報告はさせていただきます。

(染谷健康福祉部長) この意見聴取というのは、私達が意見を聴いて福祉施策審議会に報告するのではなくて、福祉施策審議会に来てもらって意見を述べていただいて、それを皆さんに議論していただくことを考えております。

(議長) 有難うございました。福祉手当の見直しにつきましては、平成25年度中に、審議を重ねて行く予定ですので、よろしく願いいたします。次に、② 次回、第6回福祉施策審議会の開催予定について、事務局からお願いします。

(事務局) 次回の福祉施策審議会につきましては、1月下旬を予定しております。日程等決まりましたら、改めて開催通知を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(議長) 本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。